

公益社団法人静岡県薬剤師会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人静岡県薬剤師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を静岡県静岡市駿河区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、日本薬剤師会並びに静岡県内に所在する地域及び職域の薬剤師会との連携のもと、薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、静岡県民の健康な生活の確保及び向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 薬学及び薬業の進歩発展に関する事業
- (2) 薬業を通じて医薬品の適正使用等医療貢献に関する事業
- (3) 公衆衛生の普及及び指導に関する事業
- (4) 薬事衛生の普及及び啓発に関する事業
- (5) 地域医療への貢献及び医療安全の確保に関する事業
- (6) 災害時等の医薬品の確保及び供給に関する事業
- (7) 日本薬剤師会等との連携、協力及び支援に関する事業
- (8) 会員の福利厚生事業
- (9) その他会員を対象とした共益に関する事業

2 前項の事業は、静岡県において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の種類)

第5条 本会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会が承認した地域又は職域の薬剤師会（以下「地域・職域薬剤師会」という。）の会員である薬剤師であって、本会の目的及び事業に賛同して入会した個人
- (2) 準会員 薬学を専攻する学生その他薬学並びにそれに関連する知識及び業務経験を有する者であって、本会の目的及び事業に賛同して入会した個人
- (3) 賛助会員 本会の事業活動を賛助する個人又は団体
- (4) 名誉会員 本会の目的の達成に功労のあった者として理事会が推薦し、総会で承認された個人

(会員の資格の取得)

第6条 正会員、準会員及び賛助会員になろうとするものは、入会申込書を

提出し、理事会の承認を得なければならない。入会手続は、総会において別に定める会員規程による。

- 2 正会員は、本会への入会と同時に日本薬剤師会の正会員となるものとする。

(正会員の権利)

第7条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定された次の各号に掲げる社員の権利を行使することができる。

- (1) 一般社団・財団法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 一般社団・財団法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 一般社団・財団法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (4) 一般社団・財団法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面等の閲覧等）
- (5) 一般社団・財団法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 一般社団・財団法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 一般社団・財団法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 一般社団・財団法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(会員の義務)

第8条 会員は、薬剤師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

- 2 会員は、この定款に定める事項及び第5章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を負う。
- 3 会員は、本会の事業活動によって経常的に生ずる費用に充てるため、所定の会費、負担金等（以下「会費等」という。）を本会に支払う義務を負う。
- 4 会費等の額及び支払方法は、総会において別に定める会費規程による。

(任意退会)

第9条 会員は、退会届を本会に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議により当該会員を除名することができる。ただし、正会員の除名については、総会の決議を経なければならない。

- (1) この定款に定める事項及び第5章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を履行しないとき。
 - (2) 薬剤師としての倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その総会の開催日の1週間

前までに、当該正会員に対してその旨を通知し、かつ、当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第 11 条 会員は前 2 条に規定する場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
 - (2) 第 8 条第 3 項に規定する会費等の支払いを怠り、催促を受けた後、1 年を経過してもなお支払わないとき。
 - (3) 正会員が地域・職域薬剤師会の会員又は日本薬剤師会の正会員の身分を失ったとき。
- 2 前項の規定により会員の資格を喪失したときは、本会に対して会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。
- 3 会員の資格を喪失した場合、すでに支払った会費等の返還を受けることはできない。

第 4 章 代議員

(代議員の選出)

第 12 条 本会は、代議員をもって一般社団・財団法人法上の社員とする。

- 2 代議員の数は、50 を正会員総数で除し、これに地域・職域薬剤師会所属の正会員数を乗じて得た数の総和とする。端数の取扱いは、理事会において別に定める。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を地域・職域薬剤師会の単位ごとに行う。代議員選挙を行うために必要な細則は、理事会において別に定める。
- 4 代議員は、正会員の中から選出する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。ただし、代議員は本会の役員を兼ねることはできない。
- 5 第 3 項の代議員選挙において、代議員選挙に立候補する正会員は、他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 第 3 項の代議員選挙は、2 年に 1 度、3 月に実施することとし、代議員の任期は、選任の 2 年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が総会の決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（一般社団・財団法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（一般社団・財団法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。なお、当該代議員は、役員の選任及び解任（一般社団・財団法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（一般社団・財団法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする。
- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くことになるときに備え、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

- 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2名以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2名以上の代議員）につき2名以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項に定める代議員選挙終了の時までとする。

（代議員の資格の喪失）

- 第13条 代議員は、辞任届を提出することにより、任意に辞任することができる。
- 2 総会は、正当な事由があると認めるときは、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の決議により、代議員を除名することができる。この場合、その代議員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名の決議を行う旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前項のほか、代議員は、次に掲げる事由により、代議員の資格を喪失する。
- (1) 第9条に定める任意退会
 - (2) 第10条第1項に定める除名
 - (3) 第11条第1項に定める会員資格の喪失

第5章 総会

（構成）

- 第14条 総会は、代議員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

（権限）

- 第15条 総会は、次に掲げる事項について決議する。
- (1) 正会員の除名
 - (2) 代議員の除名
 - (3) 理事及び監事の選任又は解任
 - (4) 理事及び監事の報酬等の総額及びその支給の基準
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 会員規程及び会費規程の制定及び改廃
 - (8) 解散及び残余財産の処分
 - (9) その他総会において決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 16 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第 17 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会長は、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 15 日前までに通知を発しなければならない。
- 3 総代議員の 5 分の 1 以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 4 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

(議長及び副議長の選出)

第 18 条 総会に、議長及び副議長各 1 名を置く。

- 2 議長及び副議長は、総会において代議員の中から選出する。

(議長及び副議長の職務等)

第 19 条 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 議長及び副議長の任期は、代議員の任期に準ずる。

(議決権)

第 20 条 総会における議決権は、第 12 条第 6 項なお書きの場合を除き、代議員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 21 条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 正会員の除名
 - (2) 代議員の除名
 - (3) 監事の解任
 - (4) 定款の変更
 - (5) 解散
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 25 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第 22 条 総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法によって議決権を行使し、又は他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合、前条の規定の適用については出席した者とみなす。

(議事録)

第 23 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 総会の議長及び会議に出席した代議員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(総会運営規則)

第 24 条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において別に定める総会運営規則による。

第 6 章 役員等

(役員 の 設置)

第 25 条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 15 名以上 25 名以内

(2) 監事 2 名

2 理事のうち、1 名を会長、4 名以内を副会長、1 名を専務理事、13 名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号に定める業務執行理事とする。

(役員 の 選任等)

第 26 条 理事及び監事の選任は、総会の決議によって行う。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項の会長は、総会の決議によって推薦のあった会長候補者の中から選定することができる。

4 理事のうち、理事のいずれか 1 名と、その配偶者又は 3 親等内の親族、その他法令で定める特別の関係のある者の理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

5 監事には、理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

6 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものは除く。）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事においても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、

職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。
- 4 専務理事は、理事会の旨を受けて会務を掌理し、理事会で別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 5 常務理事は、理事会の旨を受けて、理事会で別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

- 第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事及び監事は、第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

- 第30条 理事及び監事は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。

(役員の報酬等)

- 第31条 理事及び監事には、その職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。
- 2 前項の報酬等の総額及び支給の基準は、総会において別に定める。

(役員の責任の免除)

- 第32条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般社団・財団法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての代議員の同意がなければ免除することができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該理事及び監事が善意でかつ重大な過失がないと認められるときは、本会は一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事（理事及び監事であつ

た者を含む。)の損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

(顧問及び相談役)

第 33 条 本会に、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の決議を経て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。

3 顧問及び相談役は次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について、参考意見を述べること。

4 顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要した費用について、その実費相当額を支払うことができる。

5 前項の規定にかかわらず、顧問及び相談役のうち、法律的又は経理的技術を有する専門家に対しては、その職務に応じた報酬を支払うことができる。

第 7 章 理事会等

(構成)

第 34 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 35 条 理事会は、法令又はこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 36 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が、あらかじめ理事会で定めた順位により、理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席した理事の互選により議長を選出する。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く

理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 39 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事がその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(常任理事会)

第 41 条 本会に常任理事会を置く。

2 常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。

3 常任理事会は、次の職務を行う。

(1) 理事会に付議及び報告すべき事項の検討

(2) 理事会が常務理事会に委任した事項の検討

(3) 会長より付議された事項の検討

4 常任理事会は、必要に応じて会長が招集する。

5 常任理事会の議長は、会長がこれに当たる。

6 常任理事会の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 8 章 協力機関

(日本薬剤師会等との協力)

第 42 条 本会は、理事会の決議により、日本薬剤師会及び地域・職域薬剤師会を協力団体とすることができる。

2 本会は、協力団体との連携により、本会の事業を推進し、実施することができる。

3 協力団体との連携協力による事業の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(地域・職域連絡協議会)

第 43 条 本会に、諮問機関として地域・職域連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、地域・職域薬剤師会の会長又は代表者によって構成し、次の事項を審議する。

(1) 事業の執行に関し、理事会から諮問された事項

(2) 地域・職域薬剤師会との連絡調整に関する事項

3 協議会は、理事会の決議により、会長が招集する。

第 9 章 職域部会及び委員会

(職域部会)

第 44 条 本会の会務及び事業の円滑な運営を図るため、職域を同じくする会員は、理事会の承認を得て職域部会を設置することができる。

2 職域部会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委員会)

第 45 条 本会の会務及び事業の円滑な運営を図るため、必要あるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、正会員のほか、学識経験者のうちから理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 資産及び会計

(財産の種別)

第 46 条 本会の財産は、基本財産及び運用財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(2) 理事会で基本財産とすることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 特例民法法人から移行認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を公益目的事業に使用するものとし、その取扱いは、理事会の決議により別に定める。

(基本財産の維持及び処分)

第 47 条 基本財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は除外しようとするときは、理事会及び総会の決議を得なければならない。

(財産の管理及び運用)

第 48 条 本会の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第 49 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 50 条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、直近の総会に報告するものとする。

- 3 第1項の書類は、当該事業年度開始の日の前日までに、静岡県知事に提出するものとし、かつ、当該事業年度が終了するまでの間は、本会の主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第51条 会長は、毎事業年度終了後2箇月以内に次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出するものとする。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 定時総会においては、前項第1号及び第2号の書類はその内容を報告し、前項第3号から第6号までの書類は、承認を受けなければならない。
- 3 会長は、第1項の書類のほか、次の書類を本会の主たる事務所に5年間備え置き、本会の定款及び代議員名簿とともに、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 第1項各号及び前項各号の書類並びに代議員名簿は、当該事業年度経過後、3箇月以内に静岡県知事に提出しなければならない。
- 5 貸借対照表は、定時総会終結後、遅滞なく公告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第52条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計原則)

第53条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公益目的取得財産残額の算定)

第54条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68条）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第51条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第55条 この定款は総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 56 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 57 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「公益法人認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 58 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 59 条 本会の公告は、電子公告によりこれを行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告することができないときは、官報に掲載する方法による。

第 13 章 事務局

(事務局の設置)

第 60 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を経て会長が任免する。

4 前項以外の職員は会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 61 条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 正会員の名簿

(2) 認定、許可、認可及び登記に関する書類

(3) 理事会及び総会の議事に関する書類

(4) その他法令で定める帳簿及び書類

第 14 章 補 則

(委任)

第 62 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 49 条の規定にかかわらず、解散日の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の会長、副会長、専務理事及び常務理事の氏名は次のとおりとし、その任期は第 29 条第 1 項の規定にかかわらず、最初の事業年度のものに関する定時総会の終結の時までとする。

会長

曾布川和則

副会長

明石文吾、石川幸伸、松山耐至、三浦正人

専務理事

鈴木東悟

常務理事

秋山欣三、天野栄次、伊藤 譲、岡田国一、小笠原俊拓

賀川義之、小西尚樹、佐藤哲哉、植 兆満、原田晴司

細野澄子、増田祥典、町田勇司

- 4 この定款の施行後最初の代議員は、第 12 条で定める方法と同じ方法であらかじめ行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。

附 則

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。